

# 漁業近代化資金の手引き

## 問合わせ先

- ・ 地元漁業協同組合
- ・ 香川県信用漁業協同組合連合会 業務課  
電話：087-851-5312
- ・ 香川県農政水産部水産課 漁協強化・担い手グループ  
電話：087-832-3475

香川県水産課 平成29年4月

# 漁業近代化資金の概要

## 1 漁業近代化資金とは

漁業近代化資金は、漁業者等の資本装備の高度化や経営の近代化を推進するための資金です。県は、融資機関との契約に基づき、その融資に対する利子補給を行っています。

## 2 貸付対象者

### ・ 漁業者等

漁業を営む個人、漁業を営む法人（常時使用する従業員数が300人以下、かつ、その使用する漁船の総トン数が3,000トン以下であるものに限る。）、漁業生産組合、水産加工業を営む個人、水産加工業を営む法人（常時使用する従業員数が300人以下又は資本金1億円以下であるものに限る。）

### ・ 漁協等

漁協、漁連、水産加工協、水産加工協連、漁業者等が主たる構成構成員となっている水産振興公益法人・協同会社・任意団体

## 3 融資率

経費の額の100分の80以内

ただし、「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」（平成28年度から平成30年度において、利子補給承諾を行った事業に限る。）については、経費の額の100分の100まで認めることができる。

## 4 基準金利・貸出利率・利子補給率

(H29.4.1現在) ※毎月、中旬頃に見直しが行われる。

(単位：年・%)

区分	融資機関	基準金利	貸付金利	利子補給率
個人施設等	信漁連	1.60	0.30	1.30
共同利用施設	信漁連	0.95	0.30	0.65

※融資機関・借受人・資金の種類により異なる。

## 5 融資取扱機関

香川県信用漁業協同組合連合会（信漁連）

## 6 債務保証

香川県漁業信用基金協会の債務保証を附する。

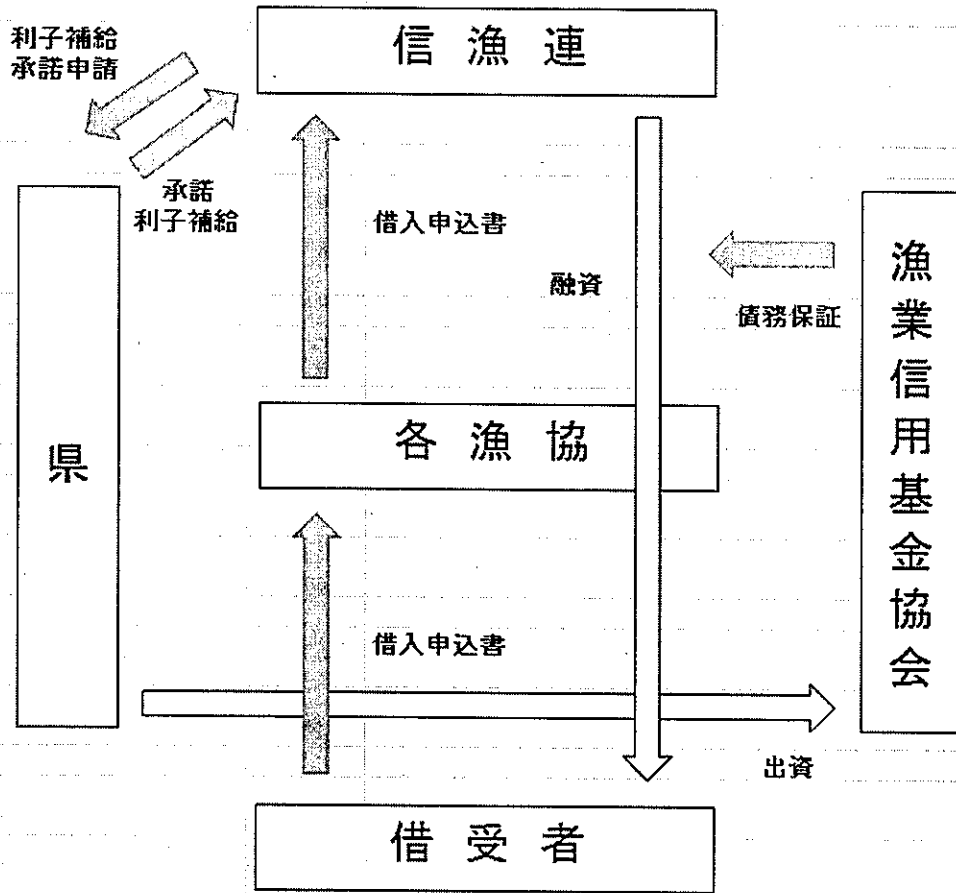
## 別表 2 貸付限度額表

※平成29年3月24日付け28水産第73912号香川県農政水産部長通知「漁業近代化資金融通制度の運営について」

(平成29年4月1日)

別表 2		貸付限度額表		
		単位：万円		
区 分		貸付限度額		
漁協等		120,000		
区 分		貸付限度額		
漁業者	ア 20トン以上の漁船の建造等に係る資金の借受者 ※農林水産大臣の指定を受けた場合を除き、総トン数130トン未満のもの	36,000		
	イ 養殖業を営む法人又は団体			
	ウ ニ以上の複合経営を行う者			
	エ ※ア・イ・ウを除く者	漁船を使用して漁業（養殖業を除く。）を営む個人 ・ 漁船の建造等に係る資金 ・ 漁船漁業用施設の造成等に係る資金	9,000	
		養殖業を営む個人 ・ 漁船の建造等に係る資金 ・ 養殖用施設の造成等に係る資金 ・ 種苗の購入等に係る資金		
		漁業生産組合		
		漁業を営む法人		
		水産加工業を営む個人		
		水産加工業を営む法人		
		令第1条に掲げる者（法第2条第1項第10号の政令で定める団体又は法人）		
オ	漁業を営む個人 ※ア・イ・ウ・エを除く者	1,800		

# 漁業近代化資金融通制度の仕組み



※県の利子補給の上乗せの利子補給を行っている市町もあります。

## 近代化資金の種類、償還期限及び据置期間

資金種類	償還期限	据置期間
<b>第1号資金</b> 1 総トン数が20トン未満の漁船の建造、改造又は取得に要する資金 2 総トン数が20トン未満の漁船の改造に必要な資金であつて船体以外の部分に係るもの 推進機関、補機関、プロペラ装置、発電機、無線機、魚群探知機、方向探知機、ロラン、レーダー、ジャイロコンパス、気象図模写受信施設、造水装置、油圧装置等の取得に必要な資金	20年以内 木船 9年以内 機器 10年以内	3年以内 木船 2年以内 機器 2年以内
<b>第2号資金</b> 1 総トン数が20トン以上130トン未満の漁船の建造、改造又は取得に要する資金 2 総トン数が20トン以上130トン未満の漁船の改造に必要な資金であつて船体以外の部分に係るもの 推進機関、補機関、プロペラ装置、発電機、無線機、魚群探知機、方向探知機、ロラン、レーダー、ジャイロコンパス、気象図模写受信施設、造水装置、油圧装置等の取得に必要な資金	同上	同上
<b>第3号資金</b> 次の施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金 1 漁船漁具保管修理施設 漁船修理施設、漁船機関修理施設、染網施設、漁具倉庫、船揚施設等 2 漁業用資材保管施設：給油タンク、資材えさ倉庫等 3 漁船用油水分給施設：給油船、給水施設等 4 養殖池：養殖池 5 蓄養池：蓄養池 6 水産種苗生産施設：採苗施設、飼育池等 7 養殖用作業舎：養殖用作業舎 8 水産物処理施設 荷さばき販売所建物（卸売場建物、仲買売場建物、買荷保管積込所建物及び場内事務所を含む。）、水揚機械施設、海水浄化施設、給排水施設、衛生施設、消火施設、構内舗装、計算センター、トラックスケール、せり機械施設等 9 水産物保蔵施設：水産物倉庫、冷蔵施設等 10 水産物加工施設：水産物加工施設 11 製氷冷凍施設：製氷施設、冷凍施設 12 水産物等運搬施設：運搬船等 13 水産物販売施設：活魚等販売施設 14 漁業用通信施設 漁業用無線陸上施設、テレタイプ、テレックス等	個人 15年以内  漁協等 20年以内	個人 3年以内  漁協等 3年以内
<b>第4号資金</b> 次の機具の取得に必要な資金 1 漁場改良造成用機具：ブルドーザー、パワーショベル等 2 漁船用油水分給用機具：給油車、給水車等	個人 7年以内 漁協等 10年以内	2年以内  2年以内

<p>3 水産種苗生産用機具：ヒーター、培養器等</p> <p>4 養殖用えさ調整供給用機具 給餌器、ミンチ、チョッパー、播漬器等</p> <p>5 養殖用肥料薬剤施用機具：浮タンク、散布機械等</p> <p>6 養殖水産物収穫用機具：のりつみ機等</p> <p>7 水産物等運搬用機具：運搬車、場内運搬機械等</p> <p>8 生産・経営管理情報処理用機具：電子計算機等</p>		
<p>第5号資金 次の施設の取得に必要な資金</p> <p>1 漁具 漁網網、浮子、沈子、ラジオブイ、集魚灯、潜水用具、えり、やな、かご、つりざお等</p> <p>2 養殖いかだ 養殖いかだ（つりかご、母貝及び核の単独取得を含む。）</p> <p>3 その他農林水産大臣が定める養殖施設 はえなわ式養殖施設（つりかご、母貝及び核の単独取得を含む。）、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設、小割り式養殖施設</p>	5年以内	2年以内
<p>第6号資金 次の増・養殖に係る資金</p> <p>1 養殖に係る資金 通常1年以上の期間育成する指定水産動植物（わたりがに、はまぐり及びとこぶしを除く。）の種苗の購入（当該資金の借受者が自ら育成しようとする場合に限る。）又は育成に必要な資金</p> <p>2 増殖に係る資金 あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがにの種苗の購入（当該資金の借受者が自ら放流しようとする場合に限る。）又は育成（当該資金の借受者が放流までの間自ら育成しようとする場合に限る。）に必要な資金 （指定水産動植物） あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがに</p>	5年以内	2年以内 （ぶり、ほたてがい及び真珠貝（ただし、施術の年の翌々年に浜揚げされるものに限る。）の養殖又は増殖にかかるものについては、3年以内）
<p>第7号資金 有線放送施設その他の漁村における環境の整備のために必要な施設であって農林水産大臣の定めるもの 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道、廃棄物処理施設</p>	20年以内	3年以内

<p>第8号資金 次の施設の改良、造成又は取得に必要な資金 漁場改良造成施設 開発機械施設、のり防波導流施設、たこ産卵施設等</p>	<p>個人 12年以内 漁協等 15年以内</p>	<p>個人 2年以内 漁協等 3年以内</p>
<p>第9号資金 漁協等が共同利用に供する船舶の改造、建造又は取得に必要な資金：監視船、指導船等</p>	<p>15年以内</p>	<p>3年以内</p>
<p>第10号資金 水産物の処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p>	<p>個人 12年以内 漁協等 15年以内</p>	<p>個人 2年以内 漁協等 3年以内</p>
<p>第11号資金 海浜等環境活用施設の改良、造成又は取得に必要な資金 海浜等環境活用施設 釣り場、潮干狩り場、管理施設、保安施設、休養施設、蓄養殖施設、水産物直売施設、特産民芸品加工施設、水産資料展示研修施設、自然生態観察施設、漁家民宿施設、遊漁船、屋内外調理施設、施設連絡道路、駐車場及び便所</p>	<p>個人 12年以内 漁協等 15年以内</p>	<p>個人 2年以内 漁協等 3年以内</p>
<p>第12号資金 漁村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金 漁村給排水施設：給排水施設、浄化槽等</p>	<p>15年以内</p>	<p>3年以内</p>
<p>第13号資金 特定の漁家住宅の改良、造成又は取得に必要な資金 漁家住宅</p>	<p>15年以内</p>	<p>3年以内</p>
<p>第14号資金 漁業近代化資金等の制度資金により設備資金の融通を受けて漁業経営又は水産加工業経営の特定の転換等を図る場合におけるその経営の転換等の初期段階に必要な経営資金 初度的経営資金</p>	<p>5年以内</p>	<p>2年以内</p>
<p>第15号資金 漁業協同組合が事務の合理化を行うのに必要な機器を購入し、又は設置するのに必要な資金 対象機器 現金自動支払機、現金自動預入払出機、オンライン端末機及び電子計算機（ソフトウェア及び周辺機器を含む。）</p>	<p>10年以内</p>	<p>2年以内</p>
<p>第16号資金 沿岸水域等の水産資源の保護・育成のための漁場、養殖施設等における密漁の監視に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金 密漁監視施設</p>	<p>個人 12年以内 漁協等 15年以内</p>	<p>個人 2年以内 漁協等 3年以内</p>
<p>第17号資金 水産業労働力確保施設の改良、造成又は取得に必要な資金 水産業労働力確保施設 宿泊施設、休憩施設（食堂、浴室等）</p>	<p>15年以内</p>	<p>3年以内</p>

※平成29年4月1日現在